

浜松市職員採用選考案内

次のとおり、管路整備員（水道管維持管理現場作業等業務）の採用選考を行います。

令和 8 年 7 月 3 日
浜松市役所上下水道部

1 選考区分・採用予定人数・職務内容

選考区分	採用予定人数	主な職務の内容
管路整備員	若干名	浜松市上下水道部に勤務し、水道管の維持管理のための現場作業等の業務に従事します。

※採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

※同日程で行う浜松市職員採用試験と重複して受験できません。

※「浜松市上下水道部」は主に以下の施設となります。

住吉庁舎：中央区住吉五丁目 13 番 1 号

2 受験資格

- (1) 昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人（令和 9 年 3 月までに卒業見込みの人を含む）
- (2) 普通自動車第一種免許を所持していること（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む）
- (3) 次のいずれかに該当する人
 - ①日本国籍を有する人（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
 - ②出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
 - ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和 9 年 3 月までに取得見込みの人を含む。）
- (4) 次のいずれにも該当しない人
 - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成しまたはこれに加入した人
 - ③その他地方公務員法第 16 条に該当する人

3 受験手続

提出書類	(1) 採用選考志願書・自己紹介書 (2) 自動車運転免許証の写し（未取得の場合は、取得の見込みである旨の申述書。様式は任意）
申込先	上記書類を、浜松市役所上下水道部上下水道総務課へ提出してください。
受付期間	令和 8 年 7 月 3 日（金）から 8 月 7 日（金）まで。（ただし、土・日曜日及び祝日を除く。） 受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

	郵送の場合は、令和8年8月7日の消印まで有効。
受 験 票	令和8年9月18日（金）までに受験票が届かない場合は、浜松市役所上下水道部上下水道総務課へお問い合わせください。

4 選考の方法

- (1) 第1次選考・筆記試験（適性検査）、作文試験、面接試験

筆記試験（適性検査）は、言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力検査に加え、面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。（120分程度）

- (2) 第2次選考・面接試験、体力検査

※第2次選考に合格した人については、健康診断書の提出をお願いします（別途連絡します）。

5 選考日及び会場

第1次選考

- (1) 日 時 令和8年9月27日（日）
時間は受験票郵送時にご案内します。
- (2) 会 場 浜松市上下水道部住吉庁舎（浜松市中央区住吉五丁目13番1号）

第2次選考

令和8年11月上旬に実施予定
（詳細は第1次選考合格者に直接通知します。）

6 合格者の発表

- (1) 第1次選考の結果は、合否にかかわらず令和8年10月中旬に発表の予定ですが、詳細については、第1次選考の際にお知らせします。
- (2) 第2次選考の結果は、合否にかかわらず令和8年11月下旬（予定）に本人あて直接通知します。

7 採用及び給与

※ 令和8年4月1日現在の規定に基づいた給与のため、規程改正等により採用時には額が異なる場合があります。

(1) 第2次選考合格者は、採用予定者名簿（有効期間1年）に登載し、欠員の状況に応じて令和9年4月1日以降に採用する予定です。最終合格決定後、**採用までに運転免許の停止・取消し処分となった場合は、採用を取り消すこととなります**のでご了承ください。

(2) 令和8年4月時点での初任給

年齢	職務経験年数	初任給月額
23歳	5年	約245,000円
28歳	10年	約261,000円
33歳	15年	約265,000円

この初任給は、地域手当及び特殊勤務手当（水道管の維持管理作業等に従事した場合）等を含んだ額です。職歴等がある場合には、約265,000円までの範囲内で、一定の基準に基づいて決定します。このほか、期末・勤勉手当などが支給されます。また、勤務場所、勤務内容等に応じて、通勤手当、時間外勤務手当等が加算される場合があります。

(3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。

（採用初年度は採用される月によって異なります。）

(4) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(5) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。

(7) 休暇等

年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

8 その他

(1) 選考内容についてのお問い合わせには、お答えできませんのでご了承ください。

(2) 提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。

(3) 提出書類に記載された個人情報については、選考及び採用事務以外に使用することはありません。

(4) 日本国籍を有しない人で採用されるのは、永住者又は特別永住者に限ります。日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①及び②以外の職に就くことになります。

- ① 公権力の行使に当たる業務（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
- ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する課長以上の職）
- (5) ご自分の採用選考の成績及び結果についてお知りになりたい人は、合格発表日以後1カ月に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限りません）。様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは帰省先の住所及び電話番号を記載したうえ成績開示希望と書いた書面により、あて先を明記し切手を貼った返信用封筒を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送により申請してください。
- (6) その他不明な点につきましては、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

(問い合わせ・郵送先)

〒430-0906 浜松市中央区住吉五丁目13番1号
浜松市役所上下水道部上下水道総務課
Tel.053-474-7011